

「全訂第三版 相続における戸籍の見方と登記手続」

お詫びと訂正

本書に下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

◎ 縦組 667 頁：前から 1 行目

【誤】 民九〇〇条一号

【正】 民九〇〇条四号

◎ 縦組 1282 頁：前から 9 行目

【誤】 昭和三九年十一月二日民事甲第三七四九号長通達

【正】 昭和三九年十一月二日民事甲第三七四九号通達

◎ 横組 23・24 頁：「相続関係説明図」内

【誤】 (相続 $\frac{4}{8}$) ⑦

【誤】 (相続 $\frac{2}{8}$) ⑦

【誤】 (相続 $\frac{1}{8}$) ⑦

【正】 (相続 $\frac{3}{6}$) ⑦

【正】 (相続 $\frac{1}{6}$) ⑦

【正】 (相続 $\frac{1}{6}$) ⑦

※2か所↑

◎ 横組 24 頁：下から 7 行目以下

【誤】 嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分の 2 分の 1 であることに変更はない (民 900 条 4 号ただし書)。

【正】 それによって嫡出子の身分を取得するものではないが、嫡出でない子の相続分と嫡出子の相続分は相等しいとされている (民 900 条 4 号本文)。

◎ 横組 25 頁：上から 4 行目以下

【誤】 法廷相続分の割合は，民法第 900 条第 1 号及び改正前同条第 4 号 ただし書により，次のとおりとなる（問 55 「例五」参照）。

$$\text{国東秋子 } \frac{1}{2} \dots \dots \frac{4}{8} \quad \text{国東雪子 } \frac{1}{2} \times \left(\frac{2}{2+1+1} \right) = \frac{2}{8}$$

$$\text{南 英一, 中田鈴子 } \text{各} \frac{1}{2} \times \left(\frac{1}{2+1+1} \right) = \frac{1}{8}$$

【正】 法定相続分の割合は，民法第 900 条第 1 号及び第 4 号 本文により，次のとおりとなる（ただし，問 55 「例五」参照）。

$$\text{国東秋子 } \frac{1}{2} \dots \dots \frac{3}{6}$$

$$\text{国東雪子, 南 英一, 中田鈴子 } \text{各} \frac{1}{6}$$

◎ 横組 25 頁：「登記申請書」内

【誤】 持分 8 分の 4

【誤】 持分 8 分の 2

【誤】 持分 8 分の 1

【正】 持分 6 分の 3

【正】 持分 6 分の 1

【正】 持分 6 分の 1

※ 2 か所 ↑

◎ 横組 96 頁：下から 5 行目以下

【誤】 嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分の 2 分の 1 であることに変更はない（民 900 条 4 号ただし書）。

【正】 それによって嫡出子の身分を取得するものではないが，嫡出でない子の相続分と嫡出子の相続分は相等しいとされている（民 900 条 4 号本文）。

◎ 横組 97 頁：上から 2 行目以下

「後段」。この場合は、相続人である兄弟姉妹が全血か半血かの区別によるものであって、相続人が、子及びその代襲相続人としての直系卑属間における嫡出子と嫡出でない子による区別（民 900 条 4 号ただし書前段）は適用されないと考えられる（問 55「例六」、「例七」参照）を削除する。

◎ 横組 99 頁：下から 5 行目以下

【誤】 なお、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分の 2 分の 1 であることに変更はない（民 900 条 4 号ただし書）。

【正】 なお、嫡出でない子の父母との続柄が、上記のように更正された場合であっても、それによって嫡出子の身分を取得するものではないが、嫡出でない子の相続分と嫡出子の相続分は相等しいとされている（民 900 条 4 号本文）。

◎ 横組 131 頁：下から 6 行目以下

【誤】 嫡出でない子の相続分が、嫡出子の相続分の 2 分の 1 であることに変更はない（民 900 条 4 号ただし書）

【正】 それによって嫡出子の身分を取得するものではないが、嫡出でない子の相続分と嫡出子の相続分は相等しいとされている（民 900 条 4 号本文）

◎ 横組 164～175 頁：

「例三三」「例三四」「例三五」を削除する。

※ 本書では、「平成 6 年度東京司法書士会八王子支会実務協議会決議・法務局承認」を参考としておりましたが、その後、「平成 28 年 3 月 2 日法務省民二第 154 号民事第二課長通知（第 153 号民事第二課長回答）」が発出され、取扱いが変更となったことによるものです。

別添の改訂担当者による補足説明をご参照ください。

以上